

三田市再生資源集団回収運動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、団体が行う再生資源の集団回収に対して再生資源集団回収運動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源 紙類、布類、ペットボトル類、びん類及び空き缶等の金属類で再生等により資源として利用できるものをいう。
- (2) 集団回収 団体の構成員により、再生資源を回収することをいう。
- (3) 回収業者 再生資源集団回収を行う団体の再生資源回収を行う事業者をいう。

(奨励金の対象団体)

第3条 奨励金の対象となる団体は、市内の自治区・自治会、PTA、婦人会、老人クラブ及び子ども会等の各種地域団体並びに小規模作業所等の福祉団体で次の各号に掲げる要件をすべて備えた団体とする。

- (1) 集団回収を年3回以上定期的に実施すること。
- (2) 前号の実施区域が市内であること。

(奨励金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、再生資源の回収量に別表に定める基準額を乗じて得た額を交付する。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(団体の登録)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年度、再生資源集団回収運動実施計画書を市長に提出し、再生資源集団回収を行う団体として登録を受けなければならない。

(回収業者の登録)

第6条 回収業者は、前条の団体と回収に関する契約を締結後、速やかに再生資源集団回収運動回収業者届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により市に登録した団体（以下「登録団体」という。）は、奨励金の交付を受けるとき、3回以上活動を実施後、次の各号に定める関係書類を再生資源集団回収運動奨励金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付して市長に提出するものとする。

(1) 回収業者が発行した計量伝票及び買い取り単価の分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による関係書類を審査し、奨励金の交付を適当と認めるときは、実績報告書に基づき、登録団体に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた登録団体が、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合は、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

品 目	基準額
紙類	1キログラム当たり 3.0円
びん類	
布類	
ペットボトル類	
空き缶等の金属類	